

< JISマーク表示制度に関する解釈集 >

本解釈集は、認証指針 JIS の規定事項や技術的課題に係る運用解釈として定めたもので、JIS 認証における共通のガイドラインといたします。

2007 年 1 月 26 日
2009 年 9 月 2 日改訂
JIS 登録認証機関協議会

共 一般認証指針 (JIS Q 1001:2009)

番号	指針項目番号	認証指針記載内容	設問	適用解釈
1	5 項	認証の申請	申請者が、品質管理体制の異なる子会社の工場を製造工場として一括申請することは可能か。	複数工場をひとまとめで申請・認証するためには、品質システムが一体となっている、すなわち「対象となる製品が統括管理されて生産されていること」が求められる。 これを踏まえ、一括申請に対して認証可能かどうかは、登録認証機関が判断する。 ただし、このような一括認証を取得した場合、「ひとつの工場において品質システム上重大な不適合が発生し認証の停止や取消しが決定した場合には、全体におよぶ」ことになる。
2	6.1 項 第 4 段落	生産実績 【登録認証機関は、認証を決定するまでに、少なくとも 6 か月 (箇条 15 によって認証を取り消された者の再審査の場合は、通常、品質管理体制の再構築後 1 年以上) の生産実績を調査し、鉱工業品等の品質が安定していることを確認しなければならない。】	認証を取り消された者の再審査の場合、“通常”と表現されているが、必ず 1 年以上の生産実績が必要なのか。言い換えれば、1 年以上は JIS 認証を取得できないことになるのか。	認証の決定までに 1 年以上の生産実績の確認が必要である。ただし、登録認証機関が説明責任を果たせると判断する場合にあっては例外的な措置もありえる。

番号	指針項目番号	認証指針記載内容	設問	適用解釈
3	6.2.2 項	その他 【申請者が、審査の基準（B）に基づく申請をした場合には、...審査登録機関による審査登録証の写し及び審査登録報告書の写しを申請書に添付してもよい】	審査登録証等の写しを添付した場合、従来どおり、品質システム登録（ISO 9001）結果を活用してもらえるのか。	基準（B）申請の場合において、申請者の品質管理体制が「日本工業規格への適合性の認証に関する省令」第2条第2項に適合しているかどうかを審査する方法については、各登録認証機関による。
4	6.3.1 項 第3段落	現地調査前のサンプルの抜取り 【サンプルの抜取りを初回工場審査の現地調査の前に実施することができる。】	サンプルの抜取りについてのみ記載されているが、長期試験等の場合、工場審査の現地調査前に製品試験を開始することは可能か。	可能である。ただし、サンプリング後に品質管理体制について当該サンプルの JIS への適合性の審査に影響を及ぼすような変更があった場合には、当該製品試験結果は無効となる。
5	10 項	認証書の交付	認証書をカラーコピーして、玄関受付の付近、社長室等に掲示することは可能か。	可能だが、認証取得者において原本及びコピーの管理システムが確立されていることが必要。
6	附属書 B	品質管理責任者の資格要件として品質管理体制の基準 5 項口の(2)【品質管理責任者は、.....相当する学校の.....相当する課程において品質管理に関する科目を修めて卒業し、又はこれに準ずる標準化及び品質管理に関する科目の講習会の課程を修了することにより標準化及び品質管理に関する知見を有すると認められる者であること。】	左記にある“これに準ずる標準化及び品質管理に関する科目の講習会の課程”について指針が必要。	登録認証機関協議会のホームページで公表している“品質管理責任者養成のための講習会基準”に準拠した 60 時間の講習課程を修了する必要がある。ただし、講習会等で相当する科目を修了している場合はこれを証明するエビデンスが確認できれば、登録認証機関の判断により、60 時間の内数として取り扱うことができる。